

平成29年 第1回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成29年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成29年5月12日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 5 南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 6 議案第45号 専決処分について
- 専決第 4号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 専決第 5号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第 6号 平成28年度南会津町一般会計補正予算(第5号)
- 専決第 7号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 専決第 8号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 専決第 9号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 専決第10号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 専決第11号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 専決第12号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 7 議案第46号 工事請負契約について(平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事)
- 日程第 8 議案第47号 工事請負契約について(平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事)
- 日程第 9 議案第48号 工事請負契約について(南郷総合センター大規模改修事業建築

主体工事)

日程第10 議案第49号 工事請負契約について(南郷総合センター大規模改修事業機械
設備工事)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	渡部正義	総務課長
渡部浩治	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長

長 沼 豊 舘岩総合支所長 星 正 信 伊南総合支所長
馬 場 宗 一 南郷総合支所長

事務局職員出席者

馬 場 秀 成 事 務 局 長 齋 藤 二 郎 事 務 局 長 補 佐

◇

◎異動職員の紹介及び挨拶

○五十嵐 司議長 おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

本日は、4月1日付の定期人事異動後における初の議会であります。4月1日付の定期人事異動による異動職員の紹介をお願いします。

初めに、議会事務局の紹介をお願いします。

局長。

○馬場秀成事務局長 4月から議会事務局に配属となりました議事係主査の渡部浩一でございます。

○渡部浩一議事係主査 渡部浩一です。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 次に、執行部の方々の紹介をお願いします。

副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうから紹介をさせていただきます。

初めに、総合政策課長から総務課長に就任しました渡部正義です。

○渡部正義総務課長 渡部正義です。よろしくお願いいたします。

○渡部龍一副町長 次に、健康福祉課長から総合政策課長に就任しました渡部浩治です。

○渡部浩治総合政策課長 渡部浩治です。よろしくお願いいたします。

○渡部龍一副町長 次に、南郷総合支所振興課長から会計管理者兼会計室長となりました室井竜典です。

○室井竜典会計室長 室井竜典です。よろしくお願いいたします。

○渡部龍一副町長 次に、総務課長補佐から昇任となりました健康福祉課長の小寺俊和です。

○小寺俊和健康福祉課長 小寺俊和です。よろしくお願いいたします。

○渡部龍一副町長 最後となりますが、生涯学習課長補佐から昇任となりました生涯学習課長の酒井浩哉でございます。

○酒井浩哉生涯学習課長 酒井浩哉です。よろしくお願いいたします。

○渡部龍一副町長 どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これをもちまして、異動職員の紹介を終わります。

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○五十嵐 司議長 それでは、ただいまより平成29年第1回南会津町議会臨時会を開会します。

◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、大桃英樹君、14番、菅家幸弘君を指名いたします。

◎会期決定の件

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

議長から報告しておきます。

平成29年5月11日付で、楠正次君並びに山内政君から一身上の都合により、南会津地方広域市町村圏組合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしましたので、報告しておきます。

同じく、平成29年5月11日付で、丸山陽子君並びに高野精一君から一身上の都合により、南会津地方環境衛生組合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしましたので、報告しておきます。

ここで、町長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

臨時会の本会議に先立ちまして、林野庁所管事業の選定について、この場をおかりし、ご報告を申し上げます。

林野庁では、新規事業として林業成長産業化地域創出モデル事業を創設し、林業成長産業化地域の募集を募っておりました。

本町では、林業の振興に大きな効果をもたらす事業であると判断いたしまして、地域指定を受けるべく林野庁への事業申請を行ってまいりました。その結果、全国で60カ所の応募の中、最終選考まで残ったのが本町を含め30カ所で、さらに、その中から去る4月28日に最終審査が行われまして、本町がモデル地域に選定されました。選定箇所は、当初全国で10カ所の予定でありましたが、枠の拡大がありまして、北海道から九州まで16カ所の選定となりました。

福島県内では唯一、本町が林業成長産業化地域として選定され、今後5年間にわたり、全国のモデル地域として、優先的に国の支援が受けられることとなります。

なお、平成29年度の事業費に関しましては、6月補正予算に計上し、予算措置を講じてまいる所存であります。

また、本事業の詳細な内容や事業費の中身については、6月に開催されます第2回定例会時の議員懇談会において説明をさせていただきたいと考えております。

以上、ご報告といたします。よろしく願いいたします。

◇

◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙について

○五十嵐 司議長 日程第4、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、楠正次君並びに山内政君の辞職に伴うもので、選挙する議員の数は2人です。

本議員の選任については、過般、開催しました議員懇談会の申し合わせにより、議会広報委員会を除く常任委員会の推薦により充てることになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、総務委員会から室井英雄君並びに文教厚生委員会から高野精一君の2名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した室井英雄君並びに高野精一君を南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました室井英雄君並びに高野精一君が南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選された室井英雄君並びに高野精一君が

議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

これで、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を終わります。

〔「議長、早口でわからなかったから、もう一回説明してください、ゆっくりと」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 では、もう一度ご説明いたします。

ただいま指名しました室井英雄君並びに高野精一君が、南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選された室井英雄君並びに高野精一君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

これで、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を終わります。



◎南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙について

○五十嵐 司議長 日程第5、南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、丸山陽子君並びに高野精一君の辞職に伴うもので、選挙する議員の数は2人です。

本議員の選任については、過般、開催いたしました議員懇談会の申し合わせにより、議会広報委員会を除く常任委員会の推薦により充てることになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方環境衛生組合議会議員に、文教厚生委員会から大桃英樹君並びに楠正次君の2名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した大桃英樹君並びに楠正次君を南会津地方環境衛生組合議会議員に当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大桃英樹君並びに楠正次君が南会津地方環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方環境衛生組合議会議員に当選された大桃英樹君並びに楠正次君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

これで、南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙を終わります。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第6、議案第45号から日程第10、議案第49号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定により、質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。

日程第6、議案第45号 専決処分について、専決第4号 南会津町税条例の一部を改正する条例、専決第5号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第6号 平成28年度南会津町一般会計補正予算（第5号）、専決第7号 平成28年度南会津町国民健康保険特

別会計補正予算（第5号）、専決第8号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第9号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）、専決第10号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、専決第11号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、専決第12号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 平成29年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議案第45号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴う南会津町税条例の一部改正及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴う南会津町国民健康保険税条例の一部改正、さらには、平成28年度各会計の最終補正予算について専決処分したものであります。

初めに、専決第4号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び関係法令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、個人住民税における控除対象配偶者の定義変更、軽自動車税のグリーン化特例に係る適用期限の延長、固定資産税における居住用超高層建築物に係る課税の見直しと地域の中小企業による設備投資の支援や保育の受け皿整備等の促進等のための特例措置に伴い、規定の整備を行うものであります。

専決第5号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正の内容は、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の被保険者数に乗ずる基準を26万5,000円から27万円に、2割軽減の被保険者数に乗

ずる基準を48万円から49万円に引き上げるものであります。

次に、専決第6号 平成28年度南会津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,045万4,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億403万8,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、町税、使用料及び手数料、寄附金等を追加する一方、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債等を減額したものであります。

一方、歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正に対応するとともに、総務費では減債基金積立金への積み立てを計上しております。

一方、事業費の確定見込みに伴い、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費を減額するとともに、災害復旧費についても、工事の確定見込みにより減額補正となっております。

なお、予備費に関しては、歳入との調整を措置したものであります。

また、繰越明許費の変更と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第7号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,974万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,231万9,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより、県支出金の財政調整交付金を増額する一方、国民健康保険税、国庫支出金、繰入金を減額したものでありまして、歳出では、総務費、保険給付費、保健事業費等を減額するものであります。

次に、専決第8号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ301万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,211万円としたものであります。

補正の内容は、歳入では、後期高齢者医療保険料を増額する一方、歳出補正に伴う繰入金及び健康診査事業の受託事業収入の確定見込みによる減額補正でありまして、歳出では、後期高

齢者医療広域連合納付金を増額する一方、総務費、保健事業費等を実績見込みにより減額補正するものであります。

次に、専決第9号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ133万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,800万7,000円としたものであります。

歳入では、保険料、国庫支出金の収入見込みに伴い追加する一方、歳出の補正額に対して、一般会計繰入金等を減額したものであります。歳出では、保険給付費及び地域支援事業費等の確定見込みにより、減額補正を行うものであります。

次に、専決第10号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ100万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,662万8,000円としたものであります。

歳入では、使用料及び手数料の収入見込みに伴い増額するほか、歳出の補正額に対応して、一般会計繰入金を減額したものであります。

歳出では、施設管理費の減額補正であります。

次に、専決第11号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ127万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,847万円としたものであります。

歳入では、下水道使用料を増額する一方、事業費の確定見込みにより土木費負担金や公共下水道事業債等を減額するものであります。歳出では、一般管理費、維持管理費及び新設改良費の確定見込みにより関連経費を減額補正するものであります。

次に、専決第12号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,374万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,479万5,000円としたものであります。

主な内容は、歳入において、水道事業会計への統合に伴い、会計年度が3月末で終了することから、水道使用料収入を大きく減額するほか、事業費の確定に伴い簡易水道事業債等についても減額補正いたしました。

一方、歳出の補正は、維持管理費及び新設改良費の確定見込みによる減額補正が主な内容であります。

以上、専決処分いたしました9件につきましてご説明を申し上げましたので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 まず、これはちょっと申しわけありませんが、議案第45号 専決処分は、一括でそれぞれ個人ごとに30分という理解をしておかないとだめだということになりますか。

○五十嵐 司議長 そうです。

○4番 渡部訓正議員 ありがとうございます。

まず、一般会計補正の関係でお聞きいたします。

今回、町税が法人のほうの補正額が大分多くなって、そして、あわせて固定資産税のほうも370万円増額というような形になってございますが、前回の3月定例会においても大分大きな増額になっておりますが、今回、増額となった理由について説明をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

まず、一般補正の町税の法人の件でございますが、今回1,061万7,000円の追加となりました。議員おただしのおりに、3月補正予算で450万円の追加補正をしました。その補正につきましては、1月、2月、3月の法人の確定申告、予定申告の見込みをしまして、それに基づき450万円の追加補正をしたものであります。今回、正式に法人町民税の申告がありまして、1月分で約210万円、2月分で約700万円、3月分で約360万円、そうしますと合計で1,270万円の申告納付の見込みとなりました。

これに伴いまして、総予算額が1億133万円ほどになりましたので、現計予算額の9,071万3,000円から引きまして、補正額を1,061万7,000円としたものであります。

その理由としましては、まず1月分では15業者で210万円ということで、通常でございますが、2月分の申告が44法人、これは12月決算の方でございますので、一番多い法人でございます。それで700万円ということで、かなりの高額な申告納付となったものであります。その中で、1事業所が所得による法人税割で360万円ほど、法人税割があったものですから、その

分の事業所分がかなり大きかったということになります。それで3月分は360万円ということで、28件ですので通常でございます。それで合計で、1月から3月までで1,270万円ほどの申告がありましたので、このような大幅な増額となったものであります。

ただ、3月補正での調定見込みが過少であったということはあるかもしれませんが、企業収益につきましては、なかなか試算も難しいものですから、その算定につきましては困難をきわめておりますが、このようなことで追加補正となったものであります。

次に、固定資産税でございますが、議員おただしのおり3月補正予算で800万円の追加補正をいたしました。それで今回335万8,000円ということでございますが、現年度分でございますが、1月から2月、3月ということで収納実績等を鑑みまして、一応5月までの出納整理期間までの収入があるわけでございますが、335万8,000円ほどの収入が見込まれるということで試算しまして、収納見込み額の増に伴う補正であります。

以上であります。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ふえることは収入がプラスになるわけですから、いいことですのでご苦労さまです。

次に、一般専決、13ページの地方交付税が今回、4億6,000万円の増と。これも増になっているわけですが、なぜ今回の専決補正でこのような増というか、3月で対応できなかったのか、ちょっとこれについての理由もお聞かせ願いたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答え申し上げます。

特別地方交付税として、今回4億6,207万6,000円ほど追加補正させていただきました。これは地方交付税の確定に伴うものでございまして、特別交付税として我が町の予算で2億1,130万円ほど予算計上しておりましたが、結果として交付されたのが6億5,167万円、差し引き4億4,037万円、この部分がもくろんでいたものよりもふえて交付されたということでございます。

もう一つ、震災復興特別交付税という項目もありまして、こちらは当初予算で計上しておりませんでした。こちら2,170万6,000円計上、交付されたと。その交付時期が3月の予算計上には間に合わなかったということでございますので、今回、大きな金額ではございますが、4億6,207万6,000円ほどの計上でございます。

何がふえたのかなというところを推しはかりますと、この冬の除雪経費に対する交付が大き

かったのかなと思われませんが、交付税そのものは全般にわたって算定されておりますので、どの分で幾らというような明確なものはございません。財務サイドとして評価しているのは、除雪経費の分が大きかったのかなというようなもくろみでございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今後の、毎年減額になっていくというか、10年間で過ぎて、これから減額されていくという形で、財政は厳しくなるのではないかというふうに見ておるんですが、こういう形のものというのは、大分、試算の仕方というのは、計算いろいろ、今、国のほうというのは安ければいいみたいな形で、算定の基礎というのが出されているようでございますが、今後の見込みというのは、やはりこれらも見越した上で新年度予算というのは見ているのかどうか、ちょっと参考をお願いします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 新年度の予算計上でございますが、地方交付税をとってみますと、まず普通交付税、この分が5億8,500万円ほど予算計上しております。そして、特別交付税、今回の大きくふえた分ですが、これについては2億3,000万円、合計……

〔「50億だ」と言う者あり〕

○渡部正義総務課長 失礼しました。普通交付税が58億5,000万円。そして、特別交付税が2億3,000万円。合計で60億8,000万円が当初予算の計上でございます。

ご指摘のように交付税の一本算定ということで、減額に徐々になっていくわけでございますので、これらも含めて町としての財政のあり方をチェックしながら、歳出との見合いで予算運営をしていくと、こういうことになろうかと思えます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 次に、一般専決17ページと、あと関連しますので、一般専決35ページの款が労働費の関係でお聞きいたします。

これ前回の3月補正では、600万円ほど減額をして、私がちょっと認識違いであれば訂正してもらって結構でございますが、そのときの説明というのは西部地域の風評被害対策のため、当初3,860万円、そして、5つの事業所の雇用を計上していたんだけど、1事業所が雇用困難になって、これだけ減額をしますというような説明だったやに聞いています。今回、548万2,000円が支援事業補助金で再度計上したというのは、何か新たな理由があるのかというのが1点、それをお願いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

労働費で548万2,000円追加というのはどういうことかという内容でございますが、本事業につきましては、事業主体であります共立メンテナンスを含め、5団体の事業費として3,739万円の交付決定があったところでございます。

町としましては、先ほど議員おただしのとおり、共立メンテナンスが事業実施が困難だったということもありまして、前回の3月議会におきまして、委託事業費としての減額をさせてもらった経緯がございます。その後、福島県より、平成28年度における交付決定した補助金全額については、平成28年度の収入として見てほしいという指導がありました。そういうことで、年度末精算後の執行残額が、歳出のほうではあります、その執行残額については平成29年度内に返還手続をするよう指導があったものですから、町としては事業実施が見込めない事業費として3月に落としましたが、再度県の指導がありまして、補助金決定額に相当する金額を上げたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それで、先ほど歳出の中での質問であります、その事業の精算金も固まったものですから、改めて県と返還する額等も協議しまして、9月補正等々で返還額を議員の皆さんにお示しいたいという考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

歳出でございますが、歳出につきましては693万9,000円減額ということでございます。先ほど言いましたように、収入支出が合っておりませんが、支出につきましては4団体の事業実績がまとまって、事業委託金額が確定したということがございまして、その事業費がトータルしますと2,496万8,625円で事業費の精算がなされたということでございます。

〔「ゆっくり読んで」と言う者あり〕

○相原盛隆商工観光課長 申しわけございません。

2,496万8,625円で4事業の事業費が確定したということがございましたものですから、その実施できなかった不用額を今回減額するという内容でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 それと関連しまして、今ほど言ったように548万2,000円の収入に県の支出金が入っているわけですが、そして、今度は逆に一般専決の35ページのところで県支出金の補正額の財源内訳というのが546万8,000円ということで、何とかな、ただ委託料が693万9,000円の減額となれば、合わせて1,363万1,000円の減というような形になってくるわけですが、何ていいますか、この国・県の支出金というのはイコールにはならないんですか。

今言ったように、事業費の確定の関係で、あくまでもこの雇用支援事業委託料の関係というのは、精算だからこういうふうに行ったり来たりで、最終事業確定で精算をすればちゃんとなってくるんだかもしれないんですが、何でこのように金がさが異なってくるのか、ちょっとわからなかったというか、この予算書を見ただけではわからなかったもので、説明をお願いしたい。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

先ほど収入の中でご説明しましたように、収入の場合は、補助金決定額が3,790万円でした。それで3月議会に、町としては共立メンテナンス分ができないということがございましたものですから、その見合い分の補助金を減額させてもらったということでございます。それで548万2,000円については、補助金決定額の不足分を再計上したということでございますので、当初、決定を受けた3,739万円に戻したということでございます。

ですので、本来緊急雇用の関連事業につきましては、収入イコール支出がイコールになるのが原則でございます。100%補助金でございますので、最終的には金額はイコールになるわけだったんですが、先ほど言いましたように、県のほうでは、決定を受けた金額は平成28年度収入として全額見てほしいということもございましたものですから、そういったことから収入額と支出額が合わない。

支出額については、本当に4事業やりました。それで精算した金額を落としたものですから、その収入と支出が合わないというのが専決予算の中では生じてしまったということでございます。それで改めまして、この収入と支出はイコールになりますので、そういった精算表をつくった時点で、またお示しできればと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔「はい。了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 それでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第7、議案第46号 工事請負契約について（平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第46号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、積ブロック工、舗装工一式でありまして、町内土木業者6社を指名し、4月18日、指名競争入札を執行した結果、請負金額5,972万4,000円で、南総建株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成30年3月30日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第8、議案第47号 工事請負契約について（平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第47号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、積ブロック工、舗装工一式でありまして、町内土木業者6社を指名し、4月18日、指名競争入札を執行した結果、請負金額1億454万4,000円で、南総建株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成30年3月30日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第9、議案第48号 工事請負契約について（南郷総合センター大規模改修事業建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第48号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南郷総合センター大規模改修事業建築主体工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、内外装改修工事一式、エレベーター設置1基でありまして、町内建築業者10社を指名し、4月28日、指名競争入札を執行した結果、請負金額1億4,148万円で、南総建株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成30年1月31日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第10、議案第49号 工事請負契約について（南郷総合センター大規模改修事業機械設備工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第49号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南郷総合センター大規模改修事業機械設備工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、内外装改修に係る機械設備工事でありまして、町内設備業者7社を指名し、4月28日、指名競争入札を執行した結果、請負金額5,346万円で、株式会社光和設備工業所田島営業所が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成30年1月31日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 この機械設備工事というのは、ちょっとわからないもので、どのような内容の工事なのか説明願いたい。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 それでは、お答えいたします。

機械設備ということになっておりますが、いわゆるトイレ関係の衛生設備、それから水道関

係の給水、それから排水、それから給湯設備、ガス設備、それから換気設備、それから冷暖房
施設整備というものが主なものになっております。よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

○4番 渡部訓正議員 はい。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉議の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 以上をもちまして、平成29年第1回南会津町議会臨時会を閉会いたします。
慎重なご審議、まことにありがとうございました。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 大 桃 英 樹

署名議員 菅 家 幸 弘